

ボランティア団体 おさがり交換会わらしべ 規約

(名 称)

第1条 本会は、おさがり交換会わらしべ と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、孤立しやすい子育て世代の悩みや問題に寄り添い、改善方法の提供や助けになる活動をする。
子どもたちの未来がよりよいものになるために、知識や技術を提供します。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

① 親子向けイベントセミナー活動

おさがり交換会わらしべを中心としたファミリーイベント
親子向け釣り教室&釣り場ごみ拾い活動
オンラインを活用した知識の提供やイベント

② その他関連、親和性の高い団体と協力する活動

③ SNS インターネットを活用した、活動の情報発信

(事務所)

第4条 本会の事務所は、愛知県名古屋市天白区古川町 106 エムズシティ野並 203 へ置く。

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

登録名簿に記載事項を記載、退会の場合は、団体へ申し出る。
会員は、活動支援、必要に応じて会議に参加するものとする。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(役員について)

第7条 本会の役員は 代表1名 会計1名とする

役員を選出については、会員の会議において承認を得るものとする。

(財政)

第8条 本会の活動に要する諸経費は、
協賛金、会費、寄付金等によって賅われるものとする。

(活動に関する費用)

第9条 活動に際してかかった必要経費は実費支給とする。

領収書を添えて、団体へ申請すること。

報酬や交通費はイベントごとのルールにしたがうものとする。

(支給・貸与物品)

第10条 活動時のユニフォームとしてエプロンやスタッフ証を貸与する。

(ボランティア保険)

第11条 活動にあたりボランティア保険に加入をすることとする。
手続きは、団体にて行い、費用は個人の負担とする。

(その他)

第12条 この規約の変更については、有志の会員で行われる会議にて決定をすること。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法及びおさがり交換会わらしべにおいて適切に管理する。
個人情報は、ボランティアの認定及び保険加入手続き、活動に関する連絡、信用機関などへの手続きのためにのみに用い、その他の目的外用途には使用しない。

(付 則) この規約は、2021年4月1日より実行する。